



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 43, 2024 年 1 月～2 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2024年1月～2月）

内容

A: EIOPA、損害保険会社の内部モデルにかかる比較調査を実施（1月4日）	3
B: 英 PRA、保険監督における2024年の優先課題を公表（1月11日）	4
C: EIOPA、保険募集の現状にかかる報告書を公表（1月15日）	6
D: ESAs、オペレーショナル・レジリエンスにかかる規制の最終案の一部を公表（1月17日）	7
E: 米 NYDFS、保険会社に対するAIの利用にかかる通達案を公表（1月17日）	9
F: 英 PRA、保険会社の市場からの健全な退出にかかる監督基準案を公表（1月23日）	10
G: FSB、2024年の作業計画を公表（1月24日）	12
H: 印 IRDA、保険会社の手数料にかかる規制を改正（1月24日）	13
I: IAIS、2024年のロードマップを公表（1月25日）	14
J: 豪 APRA、2024年前半の監督上の優先事項を公表（1月31日）	15
K: 加 OSFI、誠実性とセキュリティに関するガイドラインを最終化（1月31日）	16

A: EIOPA、損害保険会社の内部モデルにかかる比較調査を実施（1月4日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、損害保険会社の内部モデルにおける保険引受リスクにかかる比較調査を実施し、その結果を公表した。その主な内容は以下のとおり。

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査の目的：損害保険会社の保険引受リスクについて、そのソルベンシー資本要件（SCR）の水準に影響を与える要因を複数の粒度（※）で特定すること。（※①損害保険引受リスクの合計、②プレミアム・リスク、リザーブ・リスク、巨大災害リスク（以下、「サブモジュール」）のレベル、③ソルベンシーIIにおけるビジネス・ラインのレベル、④保険会社の内部モデルにおけるビジネス・ラインのレベル、の4つ。） 調査対象：31の保険グループに属する75の保険会社（損害保険の引受リスクについて内部モデルを用いている欧州経済領域（EEA）内の保険会社のうち、保険料ベースで94%、責任準備金ベースで86%をカバー。）。 指標：リスク指標として「資本集約度（capital intensity）=SCR／下記のリスク・エクスポージャー」を使用し、当該指標の過去5年間の水準の変化を分析。 <ul style="list-style-type: none"> - プレミアム・リスク：既経過保険料（EP）と収入保険料（WP）の大きい方 - 巨大災害リスク：EPとWPの大きい方 - リザーブ・リスク：責任準備金の最良推計（BE） - 損害保険リスク：プレミアム・リスクとリザーブ・リスクの合計
<p>主な発見事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資本集約度 <ul style="list-style-type: none"> - 損害保険引受リスクの合計およびサブモジュールのレベルでは、過去5年間における資本集約度の変動は平均で約17%（90%の保険会社の資本集約度は、9%から28.9%の範囲に収まる。）であり、大半の損害保険会社については、エクスポージャー1単位に対して配賦する資本の額は大きく変動していないことが判明した。他方で、いくつかの損害保険会社は、より多くの資本の配賦が必要となっている。 - サブモジュールのうち、プレミアム・リスクの資本集約度のボラティリティはより高い。 リスク計測の手法における差異 <ul style="list-style-type: none"> - 将来ビジネスにかかるプレミアム・リスクについて、期待損益（expected results）は最良推計には含まれず、他方で、保険会社は、リスクの計測において①期待損益を勘案しない（代表的なアプローチ）、②期待損益を勘案する（例外的なアプローチ。SCRの水準に影響する。）のいずれかの取扱いを行っている。（※標準フォーミュラでは、将来収益はゼロと仮定される。） - 例外的なアプローチを用いている保険会社は、将来の収益を勘案していることから、より低い水準のSCRを示す傾向がある。 標準フォーミュラとの比較

	<ul style="list-style-type: none"> - プレミアム・リスクとリザーブ・リスクについて、内部モデルを用いる場合、標準フォーミュラを用いる場合と比べると、資本集約度は概ね低い。 • インフレーション <ul style="list-style-type: none"> - 内部モデルを利用している損害保険会社の多くは、損害保険引受リスクにおいてインフレーションを明示的に勘案していない（過去の水準と同様に推移することを想定している）。想定されるインフレーションの推移が過去のデータをベースとするものから外れる場合、保険会社は、アドホックにエキスパート・ジャッジメントを加える必要がある。 - 今後のインフレーションのボラティリティと不確実性に対応するため、保険会社は、リスクに対する資本チャージを増加させる余地がある。 • 分散効果 <ul style="list-style-type: none"> - プレミアム・リスクとリザーブ・リスクにおける分散効果の程度は、保険会社間でばらつきがあるものの、標準フォーミュラで計算される水準と比べると、概して、内部モデルで計算される分散効果の程度はより大きい。また、プレミアム・リスク内のビジネス・ライン間における分散効果は、標準フォーミュラと比べるとより大きい。
--	---

インプリケーション：本レポートにおける主な発見事項は、監督当局が内部モデルを使用している保険会社の財務の健全性のモニタリングにおいて留意すべき事項を示していると捉えることもできる。ソルベンシー規制の第1の柱において内部モデルの使用を認める場合、監督当局には、これらの事項を特定し、分析し、また、必要に応じて、監督上の対応を行うためのケイパビリティを有していることが求められよう。

（参考）EIOPA ‘EIOPA analyses internal models for non-life underwriting risk’

B: 英 PRA、保険監督における 2024 年の優先課題を公表（1 月 11 日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）は、保険監督における2024年の優先課題を公表した。その主な内容は以下のとおり。

金融市場と 経済環境	<ul style="list-style-type: none"> • 信用リスク：保険会社は、引き続き、広範なリスク資産に投資しようとしている。PRAは、本年も引き続き、保険会社の信用リスク管理の能力の有効性に焦点を当てる。また、PRAは、保険会社の内部のクレジット評価が運用資産のリスク・プロファイルを適切に反映したものとなっているか等についても検証する。 • 流動性リスク：PRAは、関係するステークホルダーと連携し、流動性リスクのエクスポージャーにかかる一貫したタイムリーな情報を提供する、流動性レポートにかかる規制を策定する。 • ストレス・テスト：イングランド銀行は、生命保険会社および損害保険会社を対象として、システム全体の試行的なストレス・テスト（exploratory system-wide exercise：SWES）を実施する。その中では、ストレス状況下における保険会社の行動が他の金融機関の行動とどのように相互作用し得るか、また、英国の金融市場におけるショックをどのように増幅し得るかを分析する。
事業環境	<ul style="list-style-type: none"> • オペレーショナル・レジリエンス：保険会社は、2025年3月までに、すべての重要なビジネス・サービス（IBS）について、影響の許容度（impact tolerances）内に留まることができることを証

	<p>明できるべきである¹。これには、各IBSをサポートするために必要なリソースを特定することやストレス・テストを実施することを含む。ストレス・シナリオは、サイバー関連の事業の中断にかかるシナリオを含むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場からの容易な退出：PRAは、保険会社に対して、BAUの一環としての秩序立った健全な退出（orderly solvent exit）に備えて準備を行うことを求める予定である。 規制の改革：PRAは、2024年末までに、Solvency UKにかかる規制の最終化を行う。
<p>生命保険 セクターの拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理：生命保険会社は、引き続き、広範なリスク資産に投資を行っている。保険会社は、資産運用にかかる戦略的な選択と意思決定が、自身のリスク許容度内において行われていることを確保すべきである。生命保険会社は、資産運用の拡大と並行して、リスク管理、資産のオリジネーションおよびオペレーション上のケイパビリティを高度化させていかなければならない。 ファンド型再保険（funded reinsurance）²：PRAは、英国の生命保険市場におけるファンド型再保険の役割を引き続き注視していく。PRAは、ファンド型再保険の体系的な利用は保険契約者の保護等に重大なリスクをもたらし得る、と考えている。 生命保険会社に対するストレス・テスト（LIST 2025）：PRAは、次回の生命保険会社に対するストレス・テストを2025年に行うことを予定している。2024年には、LIST 2025の仕様書を公表する予定である。
<p>損害保険 セクターの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> サイバー引受のリスク：PRAは、損害保険会社の資本とエクスポージャーの管理の能力が、引き受けているサイバー・リスクの増加やそのリスクの本来的なボラティリティと整合しているかどうかに着目する。また、サイバー保険にかかる契約上の不確実性のリスク等も、引き続きモニタリングしていく。 支払い保険金の増加：支払い保険金の増加（claims inflation）は、損害保険会社にとって引き続き大きなリスクである。PRAは、その影響を継続的にモニタリングする。 内部モデルの適切性：PRAは、2023年の調査において特定された損害保険会社の内部モデルにおける課題³について、そのフォローアップを行うとともに、内部モデルの検証の実効性に焦点を当て、内部モデルの適切性を引き続きモニタリングする。 損害保険会社に対するストレス・テスト：PRAは、2025年に、最初のダイナミックなストレス・テストを実施することを計画している。その詳細は、2024年の前半に公表する。

¹ 英国健全性監督機構が2021年3月に最終化した「オペレーショナル・レジリエンスにかかる監督基準」の概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Gを参照。https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf

² 英国健全性監督機構が2023年11月に公表した「ファンド型再保険の利用にかかる規制」（案）については、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 41, 2023年11月～12月）」記事Dを参照。https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202312_ins_regulation.pdf

³ 英国の損害保険会社の内部モデルについて英国健全性監督機構が表明した懸念については、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 42, 2023年12月～2024年1月）」記事Dを参照。https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202401_ins_regulation.pdf

インプリケーション：2024年の優先課題のうち、①信用リスクおよび流動性リスクの管理に言及がある点、②生命保険会社および損害保険会社を対象とするストレス・テストを2025年に実施することを明言している点、③2024年末までにソルベンシーUKの最終化を行うことを示している点、が特筆すべき点であると考えられる。中でも、流動性レポートにかかる規制の策定は注目に値する。

(参考) PRA ‘Letter from Charlotte Gerken and Shoib Khan ‘Insurance Supervision: 2024 priorities’

C: EIOPA、保険募集の現状にかかる報告書を公表（1月15日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、保険募集指令（IDD）の適用に関する報告書を公表した。同報告書の主な内容は以下のとおり。

<p>EUの保険募集マーケットの構造の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録を受けた保険仲介者（特に、自然人として登録を受けている保険仲介者）の数が大きく減少している。その理由として、セクターにおける統合、保険仲介人の高齢化、活動を行っていない保険仲介人の登録の取消しにかかる規制要件の厳格化、職業としての保険仲介人の魅力の低下などが考えられる。他方で、法人として登録を受けている保険仲介者の数はわずかに増えており、その要因として、職業としての専門性の高度化とデジタル化が考えられる。 平均的には、欧州の保険仲介者と言えば、引き続き、一つ以上の保険会社を代理して保険を販売し、手数料収入を得ている自然人である。 販売チャネルについては、バンカシュアランスは生命保険の販売において重要な役割を果たしている。損害保険セクターでは、エージェントが引き続き支配的なチャネルとなっている。オンライン販売は、ほとんどの国で依然として少ないものの、徐々に増えてきてはいる。
<p>新たな規制の枠組みの影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険募集人の専門性と能力：国によってばらつきがある。いくつかの国では、商品の監督とガバナンス（POG）およびサステナビリティに関する継続的な専門性の開発が十分でない。 デジタル化と新たな販売モデルの拡大：デジタル募集における情報開示の形式やタイミング、デジタル・プラットフォームや人工知能（AI）などの新たな技術との関連でのIDDの適用など、保険募集人は課題に直面している。 アドバイスの品質と販売手法の影響：消費者団体は、IDDにおいて会話の録音を求める要件が無いことに懸念を表明している。他方で、業界団体は、その動きに対して懸念を有している。
<p>監督の枠組みの影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反と報酬：手数料が消費者に与える潜在的な悪影響に対応するため、いくつかの国の監督当局は、手数料の上限の設定や開示規則の強化など、手数料の支払いや受領を制限する施策を導入している。 金融商品のクロスセル：クロスセルは消費者に潜在的な悪影響をもたらしている。例えば、携帯電話保険を携帯電話と抱き合わせで販売する場合、消費者は、保険無しで携帯電話を購入できる可能性や、保険が解約された場合に携帯電話を返還しなければならない可能性に気づいていない。

インプリケーション：欧州における保険募集の実態が分かる、非常に興味深いレポートである。会話の録音の義務化やクロス

セルの潜在的な悪影響、手数料の開示規制の強化などは、いずれも日本において検討の余地があるものであると考えられることから、今後の欧州における規制の動向は注目に値する。

(参考) EIOPA ‘EIOPA publishes second Report on the application of the Insurance Distribution Directive (IDD)’

D: ESAs、オペレーショナル・レジリエンスにかかる規制の最終案の一部を公表（1月17日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）に関し、以下の規制上の技術的基準（RTS）および実施上の技術的基準（ITS）等の案を作成することを求められている。
- ESAsは、今般、ECへの提出期限が2024年1月とされていた基準の最終案をECに提出した。（※DORAの概要は、デロイトトーマツ「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス：欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）からの示唆」⁴を参照されたい。）

	ECへの提出期限：2024年1月	同：2024年6月
ICTリスク管理の枠組み（DORA第2章）	<ul style="list-style-type: none"> ICTセキュリティ・ポリシー、手順、プロトコルおよびツールの詳細にかかるRTS（DORA第15条）（※下表で「15条RTS」と表記。） 簡易なICTリスク管理の枠組みにかかるRTS（第16条第3項） 	<ul style="list-style-type: none"> 主なICT関連のインシデントによる年間の総コストおよび損失の推計にかかるガイドライン（第11条）
ICT関連のインシデント管理、分類および報告（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> 主なICT関連のインシデントや重大なサイバーの脅威の分類基準にかかるRTS（第18条第3項）（※同「18条RTS」と表記。） 	<ul style="list-style-type: none"> 主なICT関連のインシデントの報告の内容、各報告のタイミング、重大なサイバーの脅威の通知の内容にかかるRTS（第20条a） 主なICT関連のインシデントの報告と重大なサイバーの脅威の通知のための標準様式、テンプレートおよび手順にかかるITS（第20条b）
デジタル・オペレーショナル・レジリエンス・テスト（第4章）	-	<ul style="list-style-type: none"> 脅威ベースのペネトレーション・テストにかかるRTS（第26条第1項）
サードパーティ・リスク管理（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> 情報一覧のテンプレートにかかるITS（第28条第9項） サードパーティから提供を受ける重要な機能をサポートするICTサービスの利用に関する方針の詳細にかかるRTS（第28条第10項） 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な機能をサポートするICTサービスの再委託にかかる評価項目に関するRTS（第30条第5項）

⁴ <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html>

監督当局 (第7章)	-	<ul style="list-style-type: none"> • ESAsと関係する当局との間の協力に関するガイドライン（第32条第7項） • 監督を行うための条件の調和に関するRTS（第41条第2項） • 監督の手数料に関する委任法（第43条第2項）（第41条）
----------------------	---	---

- 今般ECに提出された最終案のうち、15条RTSおよび18条RTSの概要はそれぞれ以下のとおり。

15条RTS	<ul style="list-style-type: none"> • 15条RTSは、以下の5つの章で構成される。 <ul style="list-style-type: none"> - 第1章：ICTセキュリティ・ポリシー、手順、プロトコルおよびツール - 第2章：人的リソースにかかる方針とアクセス統制 - 第3章：ICT関連のインシデントの検知と対応 - 第4章：ICT事業継続管理 - 第5章：ICTリスク管理の枠組みのレビューに関する報告 • なお、第1章は、①ICTセキュリティ・ポリシーにかかる一般的な要素、②ICTリスク管理、③ICT資産管理、④暗号化および暗号技術、⑤ICTオペレーション・セキュリティ、⑥ネットワーク・セキュリティ、⑦ICTプロジェクトおよび変更管理、⑧物理的および環境セキュリティ、の8つのセクションから成る。
18条RTS	<ul style="list-style-type: none"> • ICT関連のインシデントが、(a) 重要なサービスに影響を与える場合（必須要件）、または、(b) 「ネットワークや情報システムに対する悪意のある、権限の無いアクセス（それらは、データの喪失につながり得る。）」の要件、もしくは、以下の6つの指標のうち2つを満たす場合、当該インシデントは「主なICT関連のインシデント」として分類される。 <ul style="list-style-type: none"> - ①顧客、金融機関であるカウンターパーティおよび取引量（影響を受けるサービスを利用している10%超の顧客、30%超のカウンターパーティ、日次平均で10%超の取引等） - ②データの喪失（事業目的の遂行等に支障を生じさせる、データの利用可能性、真正性、信頼性もしくは機密性への影響） - ③風評上の影響 - ④インシデントの継続期間（24時間以上）とサービスのダウンタイム（2時間以上） - ⑤影響を受ける地理的な範囲（2か国以上） - ⑥経済的な影響（10万ユーロ超） • サイバーの脅威については、①金融機関の重要な機能、または、他の金融機関、サードパーティ・プロバイダ、顧客もしくは金融機関であるカウンターパーティに影響を与え得るものであって、②金融機関もしくはその他の金融機関において重大化する可能性が高く、③上記の必須要件、または、「顧客、金融機関であるカウンターパーティおよび取引量」もしくは「地理的な範囲」のいずれかの要件を満たす場合、「重大なサイバーの脅威」となる。

インプリケーション「主なICT関連のインシデント」の定量的な閾値の目線が示されたことで、今後、グローバルや各国・地域で類似の規制や監督基準が策定される際、これらの閾値がベンチマークになる可能性もあるものと思料される。

(参考) EIOPA ‘ESAs publish first set of rules under DORA for ICT and third-party risk management and incident classification’

E: 米 NYDFS、保険会社に対する AI の利用にかかる通達案を公表 (1 月 17 日)

- 米国ニューヨーク州金融サービス局 (NYDFS) は、3月17日を期限として、保険会社による人工知能 (AI) の利用にかかる通達 (circular letter) 案を市中協議に付した。同通達 (案) の主な内容は以下のとおり。

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外部の消費者データや情報ソース (external consumer data and information sources : ECDIS) および人工知能システム (AIS) の利用は、保険会社と消費者にベネフィットをもたらし得る。他方で、ECDISやAISは、不公正で差別的な結果をもたらす可能性がある。 • 本通達の目的は、保険会社に対して、保険の引受やプライシングにおけるECDIS、AIS、および、その他の予測モデルの開発と利用の管理にかかるNYDFSの監督上の期待を示すこと。
<p>公正性の原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> • データの保険数理的な検証 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、ECDISが、一般的に認められているアクチュアリー基準の実務に基づくものであり、また、統計、予測モデルおよびリスク評価等の事実、もしくは、合理的に予見される経験に基づくものであることを証明できるべきである。 • 不公正もしくは違法な差別 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、ECDISやAISが不公正もしくは違法な差別、または、不公正な取引につながるような値を収集もしくは利用していないことを確保できない限り、また、保険引受やプライシングのガイドラインが保険法に違反して不公正もしくは違法に差別的でないことを包括的な評価を通じて確保できない限り、ECDISやAISを保険引受やプライシングに用いてはならない。 • 不公正もしくは違法な差別の分析 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、不公正もしくは違法な差別の有無を確認するためのテストのメソッドロジーや分析のベースとなるプロセスや理由を適切に文書化すべきである。 - 不公正もしくは違法な差別の確認のテストや分析は、AISの導入前、および、導入以降は定期的実施されるべきである。
<p>ガバナンスとリスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ガバナンスの枠組み <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、保険法や関連する規制の遵守を確保するため、ECDISやAISの利用を適切に監督できるコーポレート・ガバナンスの枠組みを有するべきである。 • 方針、手順および文書化 <ul style="list-style-type: none"> - ECDISやAISを利用する保険会社は、ECDISおよびAISの開発と管理にかかる方針や手順を正式に文書化すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> • リスク管理と内部統制 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、AISのライフサイクルの各段階における関連するリスクを管理し、また、個々のAISモデルやAIS全体から生じるリスクを検討すべきである。 • サードパーティ・ベンダー <ul style="list-style-type: none"> - サードパーティ・ベンダーに対して適切な監督が行われることを確保するため、保険会社は、サードパーティ・ベンダーによって開発もしくは整備されたECDISおよびAISの取得、利用もしくは依拠にかかる文書化された基準、方針、手順およびプロトコルを設けるべきである。
透明性	<ul style="list-style-type: none"> • 開示と通知 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、ECDISやAISを利用する場合、保険契約者（将来の保険契約者を含む。）や医療専門家によって指名された者に対して提供される理由には、契約の拒絶、制限、料率等の保険引受にかかる意思決定に用いたすべての情報（情報源を含む。）の詳細を含むべきである。

インプリケーション：本通達案は、外部データやAIモデルの利用について保険会社に説明責任を果たすことを求めているものであると見受けられる。米国におけるAI規制にかかる議論は不公正もしくは違法な差別の回避に焦点が当てられてきたことを鑑みると、本通達案の内容はその議論の方向性と整合しているものと考えられる。米国では、全米保険監督官協会（NAIC）が2023年12月に「NAICモデル公報（model bulletin）：保険会社による人工知能システムの利用」⁵を採択しているところ、本通達案は、同モデル公報で示されている原則をベースに、より具体的な監督上の期待を示している。

（参考）NYDFS ‘DFS Superintendent Adrienne A. Harris Proposes Artificial Intelligence Guidance to Combat Discrimination’

F: 英 PRA、保険会社の市場からの健全な退出にかかる監督基準案を公表（1月23日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、4月26日を期限として、「保険会社の市場からの健全な退出にかかる計画」に関する監督基準（案）を市中協議に付した。同市中協議文書の内容は以下のとおり。

対象	<ul style="list-style-type: none"> • すべての保険会社（外国の保険会社の在英支店等を除く。）。
定義	<ul style="list-style-type: none"> • 「健全な保険会社の市場からの退出（solvent exit）」とは、保険会社が、健全性を維持したまま、秩序立った方法でその保険事業を止めることを言う。 • 保険セクターでは、保険会社が、その免許を取り消される前に、新たな保険契約の引受を停止し、または、保険金の支払いや保険負債の保険契約者への返還、もしくは、他の保険会社への保険負債の移転を通じて保険負債を消滅させる「ソルベント・ランオフ」という手法が存在する。他方で、PRAは、特に生命保険会社は、保険契約の譲渡やスキーム・オブ・アレンジメント等、「ソルベント・ランオフ」以外の選択肢も検討し得る、と考えている。

⁵「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 42, 2023年12月～2024年1月）」記事Aを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202401_ins_regulation.pdf

<p>健全な退出への準備にかかる監督上の期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、少なくとも以下の事項を含む「健全な退出にかかる分析（solvent exit analysis：SEA）」を行い、3年に一度以上の頻度で、その内容をアップデートしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 健全な退出のためのアクション：保険会社は、SEAにおいて、健全な間にその活動を止めるために必要なアクション、および、そのタイムラインを定めなければならない。 - 健全な退出のための指標：保険会社は、SEAにおいて、健全な退出を判断する定量的および定性的な指標を特定し、その指標をモニタリングしなければならない。当該指標の較正は、フォワードルッキングなものでなければならない。 - 潜在的な障壁やリスク：保険会社は、SEAにおいて、健全な退出の実施に対する潜在的な障壁やリスクを記載するとともに、それらの障壁やリスクが健全な退出の実施に与え得る影響を評価しなければならない。また、保険会社は、平時において、それらの障壁やリスクを低減するための合理的な施策を実施しなければならない。 - リソースとコスト：保険会社は、SEAにおいて、追加的なコストが生じ得ることを認識した上で、健全な退出に必要な財務（資本、再保険、資金調達および流動性を含む。）および非財務（外部のサービスへのアクセス、主要な社内人材、外部委託の取決め等。）のリソースを特定しなければならない。 - コミュニケーション：保険会社は、SEAにおいて、健全な退出に影響を受け得る社内外のステークホルダーを特定するとともに、それらの者に対するコミュニケーションの方法を定めなければならない。そうしたステークホルダーには、保険契約者、監督当局、取締役会、格付会社、再保険会社、借入先、株主等を含み得る。 - ガバナンスと意思決定：保険会社は、健全な退出のための準備（SEAのレビューや承認を含む。）や健全な退出にかかる意思決定について、明確なガバナンス上の取決めに定めなければならない。また、保険会社は、健全な退出にかかる意思決定に資する十分かつ適切な情報を速やかに生成する能力を有していることを確保しなければならない。 - 保証（assurance）：保険会社は、健全な退出のための準備について、十分な保証活動を行わなければならない。
<p>健全な退出の実行計画の策定にかかる監督上の期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、健全な退出を行う必要があると合理的に予見できることとなった時、もしくは、PRAから求められた時、1か月以内に、健全な退出の実行計画（solvent exit execution plan：SEEP）を作成しなければならない。 • 保険会社は、健全な退出の実施に必要な財務および非財務のリソースにかかる詳細をSEEPにおいて示さなければならない。また、保険会社は、SEEPにおいて、明確かつ詳細なコミュニケーション・プランを定めなければならない。

インプリケーション：本監督基準によって実施することが求められる「市場からの健全な退出にかかる分析」は、再建計画を策定することを義務付けられている少数の保険会社を除き、多くの保険会社にとっては、未経験の新たな規制となるものと想定される。また、監督当局にも一定の負荷がかかるものと思われることから、（施行されることとなった場合には）本規制の運用がどのように行われていくこととなるのか、注目に値する。

（参考）PRA ‘CP2/24 – Solvent exit planning for insurers’

G: FSB、2024年の作業計画を公表（1月24日）

- 金融安定理事会（FSB）は、2024年の作業計画を公表した。同計画の主な内容は以下のとおり。

金融安定にか かる国際協力 のサポート	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、急速に変化する環境における金融安定の促進を継続する。その一環として、FSBは、FSB-IMF早期警戒演習（※発生する可能性は低いものの世界経済に大きな影響を与える可能性のあるリスク（テール・リスクとも言う。）にかかる、IMFとFSBによる半年ごとの評価。）を引き続き実施する。 FSBは、金融安定の監視の枠組みに、技術のイノベーション、気候変動およびノンバンク金融仲介（NBFI）に関連する脆弱性のモニタリングをより一層取り込んでいく。
破綻処理の枠 組みの改革の 完了	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（KAs）」がすべての金融セクターで完全に実施されるよう、取組みを継続する。具体的には、以下の事項を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 公的セクターのバックストップ・ファンディング・メカニズム、バйлインの運用、破綻処理戦略とツール、および、ソーシャル・メディアやデジタル・イノベーションが破綻処理に与える影響について、フォローアップ作業の実施。 中央清算機関（CCP）の破綻処理当局のためのツールボックスの最終化。 KAsにおける破綻処理計画にかかる基準の対象となる保険会社（※従来の、グローバルにシステム上重要な保険会社、G-SIIsとほぼ同義。）のリストの公表。
NBFIのレジリエ ンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、以下のものを含む、NBFIのレジリエンスを強化するための作業を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> NBFIのレバレッジにかかる政策提言もしくは政策オプションの開発の検討。 オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに関連する脆弱性をモニターする監督当局の能力を向上するためのデータ収集にかかるパイロット・プロジェクトの完了。 マージンや担保コールに対するノンバンク市場参加者の流動性準備の強化。 レポ市場の機能とレジリエンスにかかる新たな作業の実施。
クロスボーダー 送金	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、クロスボーダー送金に関し、以下の事項を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ」（2023年10月）にかかる年次進捗報告の実施。 定量目標の達成に向けた年次報告書の作成。 クロスボーダー送金における取引主体識別子（LEI）の利用にかかる進捗報告の実施。 クロスボーダー送金にかかるデータの枠組みにおける一貫性と相互運用性の向上のための提言の公表。 クロスボーダー送金のサービスを提供する銀行およびノンバンクの規制と監督の一貫性の強化のための提言の策定。
デジタル・イノ ベーションの促	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、デジタル・イノベーション（暗号資産市場、トークン化および人工知能の進展を含む。）が金融安定に与える影響を引き続きモニタリングする。2024年以降の主要な取組みの

進とリスク管理	一つは、暗号資産の活動および市場、ならびに、グローバル・ステーブルコインのアレンジメントのための、合意されたグローバルな規制と監督の枠組みの実効的な実施である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • その他の取組みには以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> - 2023年3月の銀行セクターにおける混乱によって明らかになった課題への対応。 - サイバーおよびオペレーショナル・レジリエンスの強化（グローバルでの一貫性を確保することを目的とする、インシデント報告のための共通のフォーマット（format for incident reporting exchange：FIRE）の設計を含む。）。 - 気候変動から生じる財務リスクへの対応。

インプリケーション：①2023年3月の銀行セクターにおける事案を踏まえた破綻処理の枠組みのさらなる整備、②NBFIに対する規制・監督上の枠組みの強化、③デジタルライゼーションの進展を踏まえた規制・監督の枠組みの整備、がFSBの2024年の作業計画の大きな柱になるものと思料される。保険セクター関連では、破綻処理計画の策定の対象となる保険会社（旧来の（グローバルに）システム上重要な保険会社とほぼ同義であると考えられる。）のリストが公表されることが明記されている点は特筆すべきポイントであると考えられる。

（参考）FSB ‘FSB Work Programme for 2024’

H: 印 IRDA、保険会社の手数料にかかる規制を改正（1月24日）

- インド保険規制開発庁（IRDAI）は、保険会社の手数料や費用に関する規制を改正し、よりプリンシプル・ベースなものとした。改正された規制の概要は以下のとおり。

方針と事業計画	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、費用の管理（Expenses of Management）にかかる方針を文書化し、毎年、取締役会の承認を受けなければならない（※「費用」には、事業費、募集人等に支払う手数料、受再手数料を含む。）。 • 保険会社は、手数料の支払いにかかる方針を策定し、取締役会の承認を受けなければならない。当該方針は、定期的にレビューされなければならない。 • 保険会社は、資本（年間）、ソルベンシー・マージン（四半期）および費用の見通しを含む事業計画を年初に作成し、取締役会の承認を受けなければならない。
費用の管理にかかる制限	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社の費用は、以下の閾値を超えてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 損害保険会社：総収入保険料の30% - 健康保険会社：同35% - 生命保険会社：一時払い保険料の5～14%等（※保険種目によって異なるほか、団体保険等については別途定められる。） • ただし、インシュアテック、宣伝広告および消費者教育にかかる費用については、上記の閾値の5%まで追加で支出することができる。

インプリケーション：今般の法改正について、IRDAIは、保険会社の費用（募集人等に対して支払う手数料を含む。）にかかる規制がよりプリンシプル・ベースなものとなったと述べている。他方で、費用の上限にかかる定量的な閾値は依然として存

在しており、こうした規制が同国の今後の保険マーケットの発展にどのように作用するのか、注目に値する。

(参考) IRDAI ‘Press Release - Moving towards principle based regulations’

I: IAIS、2024年のロードマップを公表（1月25日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2024年のロードマップを公表した。5つのハイレベル・ゴール（HLG）のうち、HLG 1～3にかかる2024年の主な施策は以下のとおり。（※HLG 4（基準の遵守）およびHLG 5（効果的な運営と透明性）は省略。）

HLG	2024年の主な施策
HLG 1 市場の発展の 評価とそれへの 対応	<ul style="list-style-type: none"> グローバル・モニタリング・エクササイズ（GME） <ul style="list-style-type: none"> GMEの一環として、信用リスク、再保険およびデリバティブ取引にかかる補助的な（ancillary）指標の開発を継続し、2024年中に市中協議を行う。 GMEのデータ（気候関連のリスクにかかるデータを含む。）収集における改良を進める。 マクロブルデンシャル分析 <ul style="list-style-type: none"> オルタナティブ資産への投資の拡大やクロスボーダーでの資産運用型再保険（asset-intensive reinsurance）の増加など、生命保険セクターにおける構造的な変化のモニタリングに引き続き焦点を当てる。 資産運用型再保険について、必要に応じて、追加的なガイダンス等の作成を検討する。
HLG 2 基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 保険資本基準（ICS） <ul style="list-style-type: none"> 「規定資本要件（prescribed capital requirement：PCR）としてのICS」を最終化する。 ICSの実施の一環として米国が開発している統合手法（Aggregation Method：AM）について、AMがICSと比較可能な結果を提供するものであるか否かを評価した結果を、2024年後半に公表する。 保険基本原則（ICP）14（評価）および17（資本の十分性）の改定版を2024年12月に採択する。
HLG 3 監督の実務	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスク：2024年第4四半期に、気候リスクに関するアプリケーション・ペーパーを公表する。 保険のプロテクション・ギャップ：2023年11月に公表したレポート「自然災害にかかるプロテクション・ギャップへの対応における保険監督者の役割」⁶のフォローアップを行う。 DEI：DEIにかかるアプリケーション・ペーパー2種（①保険会社のDEIがガバナンス、リスク管理および企業カルチャーに与える影響、②多様な消費者にとってより良いサービスを提供するための

⁶ 同レポートの概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 41, 2023年11月～12月）」記事Aを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202312_ins_regulation.pdf

	<p>消費者の公平な取扱い) を市中協議に付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融包摂：2012年10月に公表した「包摂的な保険市場をサポートする規制・監督に関するアプリケーション・ペーパー」の改定版を市中協議に付す。 デジタル・イノベーション：人工知能および機械学習のユース・ケースを踏まえた保険基本原則（ICPs）の適用にかかるガイダンスの作成を念頭に置き、アプリケーション・ペーパーを作成する。 オペレーショナル・レジリエンス：オペレーショナル・レジリエンスにかかるアプリケーション・ペーパーを2024年下期に市中協議に付す。
--	--

インプリケーション：一つには、AMの取扱いや経過措置の有無を含め、ICSの最終化がどのような形で行われるのかは注目すべきポイントであると考えられる。また、再保険取引の透明化、ひいては、保険会社の健全性の確保を図る観点から、再保険の監督にかかる新たな国際基準が策定されることが期待される。

(参考) IAIS 'IAIS Roadmap outlines key deliverables for 2024'

J: 豪 APRA、2024 年前半の監督上の優先事項を公表（1 月 31 日）

■ オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2024年上半期の監督上の優先課題を公表した。その概要は以下のとおり。

サイバー・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、情報セキュリティにかかる健全性基準（CPS 234）を遵守することが求められる。
オペレーショナル・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・リスク管理にかかる健全性基準（CPS 230）が2025年7月に発効する。APRAは、CPS 230に関連するガイダンス（CPG 230）を2024年前半に最終化する。
気候リスク	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理の枠組みへの気候リスクの統合などの観点から、気候変動の財務リスクにかかる健全性基準（CPG 229）をアップデートする。 金融機関は、2024年の気候リスク自己評価への自主的な参加を奨励される。大規模な損害保険会社については、気候脆弱性評価（CVA）を引き続き実施する。
金融機関の説明責任にかかる制度	<ul style="list-style-type: none"> 銀行については2024年3月、保険会社についてはその1年後に、金融機関の説明責任にかかる制度（Financial Accountability Regime：FAR）が適用開始となる。
ガバナンス、カルチャー、報酬および説明責任（GCRA）	<ul style="list-style-type: none"> APRAは、ガバナンスにかかる健全性基準（CPS 510）、適格性にかかる健全性基準（CPS 520）等をアップデートする。それらの案は、2024年第2四半期に市中協議に付される予定。 APRAは、包括的なリスク・カルチャー・サーベイを再度実施する予定。今回のサーベイには、いくつかの保険会社も参加を要請される。
再建および破綻処理	<ul style="list-style-type: none"> 再建および退出（exit）計画にかかる健全性基準（CPS 190）および破綻処理計画にかかる健全性基準（CPS 900）は、それぞれ、2024年1月から適用開始となっている。
保険固有の優先課題	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険の購買可能性と利用可能性：APRAは、ステークホルダーと連携し、損害保険の購買可能性と利用可能性に影響を与えるドライバーに対する理解をさらに深める。また、APRA

	<p>は、気候脆弱性評価に引き続き取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生命保険の持続可能性：APRAは、個人およびグループ保険について、それらの商品の持続可能性にかかるAPRAの期待を保険会社が満たしているかを評価する。 • 退職者に対する生命保険：APRAは、2024年前半に、長寿保険にかかる情報収集を行う。
--	---

インプリケーション：監督上の優先課題として「金融機関の説明責任」や「ガバナンスとカルチャー」をとり上げている点は、特徴的なポイントの一つであると思料される。いくつかの国・地域では、金融機関の（リスク）カルチャーに対する関心が（あらためて）高まっている傾向も見受けられることから、本分野におけるAPRAの取組みは注目に値する。

（参考）APRA ‘APRA outlines 2024 supervision and policy priorities’

K: 加 OSFI、誠実性とセキュリティに関するガイドラインを最終化（1月31日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、2023年10月に市中協議に付した「誠実性（integrity）とセキュリティ（security）に関するガイドライン」を最終化した。同ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

<p>誠実性にかかるアウトカムと原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> • アウトカム：行動、行為および意思決定が、規制上の期待、法および行動規範の文言や意図と整合している。 <ul style="list-style-type: none"> - 原則1. 性格：責任者やリーダーは、優れた人格を持ち、また、その言動や意思決定を通じて誠実性を実践する。 - 原則2. カルチャー：誠実性を実践するカルチャーが、意識的に形成され、評価され、維持される。 - 原則3. ガバナンス：ガバナンス構造は、行動、行為および意思決定を、適切な精査とチャレンジに従わせる。 - 原則4. コンプライアンス：規制上の期待、法および行動規範を特定し、その遵守を検証するための実効的なメカニズムが存在する。
<p>セキュリティにかかるアウトカムと原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> • アウトカム：オペレーション、物理的な施設、人、技術資産、ならびに、データおよび情報は、脅威に対してレジリエントであり、保護されている。 <ul style="list-style-type: none"> - 原則5. 物理的な施設：物理的な施設は、安全かつ堅牢であり、適切に監視されている。 - 原則6. 人：人は、適切なバックグラウンド・チェックを受け、また、リスクを管理するために戦略が設けられるべきである。 - 原則7. 技術資産：技術資産は、脆弱性が特定され、また、対応されており、実効的な防御が設けられており、課題が正しくかつ速やかに特定されるという点で、安全であるべきである。 - 原則8. データおよび情報：データおよび情報は、その機密性、完全性および可用性を確保する、適切な基準と統制に従うべきである。 - 原則9. サードパーティ・リスク：サードパーティは、脅威から保護するため、同等でリスクに応じた施策に従うべきである。

	- 原則10. 過度な影響、外国の干渉および悪意ある行動：過度な影響、外国の干渉および悪意のある行動から生じた脅威は、速やかに検知され、報告されるべきである。
--	---

インプリケーション：本ガイドラインにおいて、OSFIは、「金融機関は、誠実性を持って行動することにより、そのセキュリティを高度化できる。セキュリティを適切に確保できない根本原因は、しばしば、規制上の期待、法律あるいは行動規範を遵守できていないことに求められる。」と述べている。今後の金融規制・監督において金融機関の役職員の「誠実性」がより重視されるようになることが期待される。

(参考) OSFI ‘OSFI releases final Integrity and Security Guideline’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をすることはできません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301